

## 朝霞市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において朝霞市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 耳先カット手術 不妊手術又は去勢手術が既にされていることを識別できるように耳の一部をカットする手術をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術をいう。

### (補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び耳先カット手術に要する費用（当該猫が医師による診断の結果、既に不妊・去勢手術済みと判明した場合において、当該判明に要した費用及び耳先カット手術のみを行った場合に要する費用を除く。）とする。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で飼い主のいない猫に不妊・去勢手術及び耳先カット手術を受けさせ、かつ、当該手術に要する費用を負担するもの（当該手術について他の団体から補助金その他の補助措置を受ける者を除く。以下「補助対象者」という。）とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1頭につき5,000円とする。

- 2 第3条に規定する補助対象経費が前項の補助金の額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、不妊・去勢手術及び耳先カット手術の実施前に朝霞市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、朝霞市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（手術の実施）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、決定通知書の交付を受けた日から起算して30日以内に当該決定に係る飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）に不妊・去勢手術及び耳先カット手術を受けさせるものとする。この場合において、当該手術は、当該交付を受けた日の属する年度内の3月末日までに実施されなければならない。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定により対象猫に手術を受けさせた日から起算して10日以内までに朝霞市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 支出を証する書類（領収書等）
- (2) 対象猫の写真（耳先カット部分が見えるもの）
- (3) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 対象猫に不妊・去勢手術及び耳先カット手術を実施しなかったとき、又はできなかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、不

妊・去勢手術及び耳先カット手術の実施状況等について報告を求めることができる。

(捕獲器の貸出し)

第12条 市長は、補助金交付決定者に、対象猫の捕獲のため捕獲器を貸し出すことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。